避難確保計画（洪水・内水）

施 設 名：社会福祉法人静岡慈恵会　春日保育園

所 在 地：葵区春日１丁目２－１８（伝馬町学区）

管 理 者：近藤正美

担 当 者：近藤直子

電話番号：054-252-5070

2026年 6月　作成

1. 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水または雨水出水（内水）浸水発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・雨水出水（内水）に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

2. 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

<table>
<tr><th colspan="4">人　　数</th></tr>
<tr><th colspan="2">昼間･夜間</th><th colspan="2">休日</th></tr>
<tr><th>利用者</th><th>施設職員</th><th>利用者</th><th>施設職員</th></tr>
<tr><td>昼間
81名</td><td>昼間
30名</td><td rowspan="2">休日
0名</td><td rowspan="2">休日
0名</td></tr>
<tr><td>夜間
0名</td><td>夜間
0名</td></tr>
<tr><td colspan="3">24時間施設利用者有無</td><td>無</td></tr>
</table>

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載

【施設情報】

施設の種類	保育園	
施設の形態	通所	
施設の構造	鉄筋コンクリート	2階建

【施設の水害リスク】

災害種	対象	浸水深(m)
洪水		
内水		0.14

本計画は、避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

4. 防災体制　（洪水または雨水出水（内水））

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 静岡市南部にレベル２大雨注意報の発表 ➢	注意体制確立 警戒レベル２	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		避難誘導体制・ルートの確認	避難誘導要員
		避難に必要な備蓄品、持ち出し品等の点検・準備	避難誘導要員
		移動用車両の準備	避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 静岡市南部にレベル３大雨警報の発表 ➢ ➢ 伝馬町学区（地区）に浸水に関する警戒レベル３高齢者等避難の発表	警戒体制確立 警戒レベル３	避難情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 静岡市南部にレベル４大雨危険警報の発表 ➢ ➢ 伝馬町学区（地区）に警戒レベル４避難指示の発表	非常体制確立 警戒レベル４	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

※注意体制確立前に、親族への引き渡し時期についても検討する。

施設の実情に応じ必要事

また、災害の可能性がある場合は、気象庁が公表している時系列情報を確認して、防災体制を事前に検討・確認を行う。

5. 情報収集及び伝達

(1)情報収集

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	同報無線（電話案内サービス　054-269-5656） テレビ コミュニティFM（S-Wave） インターネット ➢ 気象庁HP（https://www.jma.go.jp/） ➢ 静岡市防災ナビ （https://navi.bosai.city.shizuoka.jp/top-page） ➢ 静岡市防災メール（登録用メールアドレス） （siz-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com）
洪水予報 水位到達情報 水位情報	インターネット ➢ 気象庁HPの指定河川洪水予報 （https://www.jma.go.jp/bosai/flood/） ➢ 気象庁キキクル （https://www.jma.go.jp/bosai/risk/） ➢ 静岡県土木総合防災情報サイポスレーダー （https://sipos.pref.shizuoka.jp/） ➢ 静岡市防災メール（登録用メールアドレス） （siz-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com）
警戒レベル３ 高齢者等避難 警戒レベル４ 避難指示	同報無線（電話案内サービス　054-269-5656） テレビ コミュニティFM（S-Wave） 緊急速報メール インターネット ➢ 静岡市防災ナビ （https://navi.bosai.city.shizuoka.jp/top-page）

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2)情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②静岡市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

6. 避難誘導

(1)避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、上階へ避難するなどの屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2)避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

(3)避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

避難先	場所の選定	名　称	移動距離	移動手段	避難に要す時間	避難開始基準
指定緊急避難場所	有	静岡市立伝馬町小学校 風水害緊急避難場所	850m	徒歩	12分	レベル3高齢者等避難
屋内安全確保	有	施設の2階				レベル3高齢者等避難
系列施設や他の同種類似施設	無					
近隣の安全な場所	無					

※施設から避難場所へ避難するときは、利用者の部屋単位で避難する。

施設の実情に応じ必要事項などの記載も可

屋内安全確保を選択するかどうかは、以下に該当するか検討の上、慎重に判断する。

- ●家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波による浸水のおそれがある区域に存していないこと。
- ●浸水しない居室があること。
- ●一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。

避難行動判定は、以下に該当のURLを参考にしてください。

●内閣府「避難行動判定フロー」

https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/pdf/campaign.pdf

●静岡市「風水害時の避難行動」

https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4268/s000287.html

[redacted]

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、「洪水・内水・高潮ハザードマップ」（しずマップ）と別添指定緊急避難場所一覧を確認し、以下の場所とする。

[redacted]

施設所在地	葵区春日１丁目２－１８
避難場所名	静岡市立伝馬町小学校
避難場所所在地	葵区伝馬町14－2

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備　蓄　品	
情報収集・伝達	テレビ2台、ラジオ7台、タブレット端末7台、インターネットに接続したパソコン9台、ファックス1台、携帯電話6台、携帯電話用バッテリー6個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話7台、携帯電話用バッテリー7個、拡声器1台、懐中電灯7台、乾電池20個、ライフジャケット0着、蛍光塗料、救急用品7個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具60人分、防寒具10人分
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚
そのほか	ウエットティッシュ100枚、ゴミ袋100枚、タオル50枚、携帯トイレ80枚

浸水を防ぐための対策

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に「全従業員」を対象に【防災情報及び避難誘導】に関する研修を実施する。毎年2月に「全従業員」を対象に【防災情報及び避難誘導】に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年4月に「全従業員及び利用者」を対象として【総合的な避難訓練】に関する訓練を実施する。毎年11月に「全従業員及び利用者」を対象として【総合的な避難訓練】に関する訓練を実施する。